

編集出版部運営細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第20条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(活 動)

第2条 編集出版部は、本学会の目的を達成するため、規則第20条に示す事項を掌り、以下の業務を行う。

- (1)学会誌およびその他の刊行物の編集に関する事。
- (2)図書および資料の収集保管に関する事。
- (3)その他の刊行物の企画、管理及び販売に関する事。
- (4)その他編集出版に関する事

(構 成)

第3条 編集出版部の構成員は、部長1名、副部長1名及び部員30名以内とする。

2 役職者の業務は以下の通りとする。

- (1)部長は編集出版部を代表し、部の活動を総括する。
- (2)副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるときまたは欠けたときは部長の職務を代行する。

3 編集出版部に学会誌編集委員会と出版委員会をおく。委員会の設置及び運営は規則第36条から第40条による。編集出版部員はいずれかの委員会の委員とする。

- (1)学会誌編集委員会は前条第1号から第2号の業務を行い、編集出版部長を委員長とし、委員25名以内とする。
- (2)出版委員会は前条第3号の業務を行い、委員長1名、委員5名以内とする。

(役職者および部員の選出方法)

第4条 部長、及び副部長及び部員の選任は規則第24条の通りとする。

2 部長は規則第24条第5項に基づき部員を会員の中から選任するにあたり、希望者を公募することができる。この場合、学会誌において公告を行い、希望した会員の中から部長が部員を選任する。

(部会の運営)

第5条 部会は部長が召集し、原則として年1回以上開催する。また、部長は、必要に応

じて文書をもって部員の意見を徴し、部会の開催に代えることができる。

2 学会誌編集委員会は、原則として毎号の学会誌の刊行の前に開催する。また、学会誌編集委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

3 出版委員会は、その他の刊行物の出版が企画された時 及び出版委員長が必要と認めた時に開催する。また、出版委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

附則

この細則は、平成 23 年 8 月 30 日に新規制定したもので、理事会の議決のあった日（平成 23 年 8 月 30 日）から施行する。

附則（平成 24 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 25 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 25 年 8 月 28 日に一部改定したもので、同日から施行する。

附則(平成 29 年 8 月 22 日理事会決議)

この細則は、平成 29 年 8 月 22 日に一部改定したもので、同日から施行する。